

令和2年度議会報告会 質問への回答 3ページ

質問No6-② 回答 5~6行目

■ 令和2年度オンライン議会報告会質問及び回答

*この質問への回答は令和3年4月23日現在のものです

No.	質問要旨	質問内容	回答
6	①みどりの南小・中学校の通学路整備について ②空地の適正管理と条例について	<p>質問事項が2つあります。いずれも既に市の担当に要望済みです。</p> <p>①みどりの南小・中学校の通学路整備について（追加要望） 前回、みどりの南小・中学校の通学路整備について記載がありました。バス突走での確認ということで見落とされたのかも知れません。常磐道の隧道5箇所のうち、車の通ることのできない階段のあるところがあります。しかしながら、電灯が全くなく、冬場の夕方4時くらいには足元が見えません。したがって、自転車や歩行者は歩道のない隧道を通ることを余儀なくされます。通学路なので歩き目線での追加確認も含め、危険な道を歩かせぬように電灯の設置をお願いします。</p> <p>②空地の適正管理と条例について これは個人的にも直面している問題です。空地の除草問題についてです。ホームページの条例や空地管理記載で年に2、3回とか勧告から何日とか期限を設けている市（土浦、取手、つくばみらい）のある中、つくば市の条例はその点の記載がありません。これが起因なのか、草丈1mの令和2年5月繁茂期から今現在も我が家を含む近隣は放置状態。つくば市の条例施行期間は何年計画なのか疑問に思いました。当然のことながら引越2年目にして下記憂き目にあう状態。来年も繰り返されるのか危惧しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の身長越えの雑草が繁茂し、自宅庭に倒れ込む。 ・害虫の発生源（キイロスズメバチ営巣されかけた）。 ・周辺から見えにくく不法投棄、強風でゴミが飛来。 ・歩行者や車輛の視界を妨げ、交通上の支障となる。 ・枯れ草などにより火災の誘発原因にもなる。 <p>こちらはうまく質問としてまとめられませんでした。今現在は個人的危惧ながら、宅地開発が多くなるとこのような空地管理の問題は多くなると思います。新しくつくば市民となる人が同じ気持ちを味わわないよう、ご検討願います。</p>	<p>①新設校開校前に、既存校で開校準備委員会が設置されます。（仮称）みどりの南小・中学校の場合はみどりの義務教育学校で保護者有志を募り、担当課とともに開校に向けて様々な準備を行っていきます。通学路の安全の確保についても、準備委員会で整理をし、警察と合同で現地視察を行ったりして、子どもたちが安全に登下校できるよう、街灯はもちろん、信号や横断歩道の必要性なども検討していきます。市議会でも地域の皆さまの声を拝聴し、安全な通学路の環境が整うように今後もチェックを続けていきます。</p> <p>②空き地の雑草管理については、「つくば市空き地除草条例」により管理されています。空き地の管理は、区域によって手順がやや異なります。</p> <p>住民の方から問い合わせや依頼があった場合、市街化区域では職員が現場確認を行い、写真を撮ります。土地の所有者に写真とともに除草依頼の通知を出します。すぐに対応されない場合は、通知を2〜3回送付します。通知書には、除草を行う期限を記載し、その通知にも従わない場合は、勧告書を送付します。概ねこの段階までで除草を行っていただけることがほとんどです。勧告にも従わない場合は、勧告書を通知します。市街化調整区域では、通知書までしか出せないそうです。草刈り道具を持ってない、近隣に居住していない場合は、市から業者を紹介してもらえます。</p> <p>それぞれの通知書には、1ヶ月〜1ヶ月半の草刈り期限を設けていますが、その期間の期間は現条例で定められておりません。今後、条例において実施期限を定めていく必要があるかは、他の自治体の事例なども参考に検討を行っていきます。</p>

訂正前

通知書には、除草を行う期限を記載し、その通知に従わない場合は、勧告書を送付します。

訂正後

通知書を複数回送付しても従わない場合は、除草を行う期限を記載し、勧告書を送付します。

* 除草を依頼する通知には期限の記載はありません。